

令和 8 年度

水 質 検 査 計 画

毛 呂 山 町 水 道 課

目

次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 採水地点，検査項目，検査頻度及びその理由
 - (1) 採水場所
 - (2) 検査項目
 - (3) 検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 検査結果の評価
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係機関との連携
12. 放射性物質について

毛呂山町水道課 令和 8 年度水質検査計画

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
 - (1) 採水場所
 - (2) 検査項目
 - (3) 検査頻度
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の自己／委託の区分
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 検査結果の評価
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係機関との連携
- 12 放射性物質について

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 採水地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓で行います。その他、浄水場の浄水（浄水場出口の水）及び原水（浄水場入口の水）で検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質基準項目の検査は、概ね月 1 回以上行うこととされている項目については月 1 回、その他の項目は、概ね 3 ヶ月に 1 回とします。

また、年 1 回以上若しくは 3 年に 1 回以上検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全性を考慮し、年 1 回以上の検査を行います。

2 水道事業の概要

毛呂山町の上水道は、苦林浄水場の浅井戸水、金塚浄水場の毛呂川伏流水と平成 22 年 4 月 1 日より簡易水道事業から統合した大谷木浄水場の毛呂川上流伏流水を水源としています。この水源で必要な水量の約 2 分の 1 を取水し、残りの水量については埼玉県企業局から受水しています。

苦林浄水場で作られた水は 3 箇所の配水池及び県水と合わせ外 1 箇所

の配水池へ、金塚浄水場からは本郷配水池へ送水し自然流下によって給水しています。

また、山間部については、大谷木浄水場、金塚系の本郷配水池から中継ポンプ場と配水場が数箇所分散し、自然流下により給水をしています。

(1) 給水状況 (R 7. 3. 31 現在)

①給水人口	31,823人
②給水戸数	16,329戸
③普及率	99.9%
④計画給水人口	39,200人
⑤計画一日最大給水量	17,200 m ³
⑥一日最大配水量	12,812 m ³
⑦一日平均配水量	11,369 m ³

(2) 浄水施設の概要

町内に次のとおり3箇所の浄水場があります。(図参照)

浄水施設の概要

浄水場名称	苦林浄水場	金塚浄水場	大谷木浄水場
所在地	苦林	毛呂本郷	大谷木
水源	地下水(浅井戸)	毛呂川(伏流水)	大谷木川上流(伏流水)
処理方法	紫外線照射 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒
処理能力(m ³ /日)	7,188	1,600	30

(3) 配水施設の概要

町内に次のとおり6箇所の配水池及び1箇所の県水受水池があります。

(図参照)

配水施設の概要

名称	所在	貯水量
低区配水池	南台2丁目	2,300 m ³
高区配水池	小田谷	3,000 m ³
西戸配水池	西戸	2,500 m ³
目白台配水池	目白台2丁目	2,000 m ³
本郷配水池	阿諏訪	3,000 m ³
大谷木浄水場配水池	大谷木	100 m ³
県水受水池	南台1丁目	4,800 m ³

3 原水及び水道水の水質状況

(1) 原水(浄水場入口の水)の水質で留意すべき状況

浄水場ごとに留意すべき対象項目及び対処方法は次のとおりです。

原水の留意すべき対象項目及び対処方法

浄水場	留意すべき事項	対象項目	対処方法
苦林	降雨による濁水	濁度	取水井戸の変更
	耐塩素性微生物	大腸菌、嫌気性芽胞菌	紫外線照射
金塚	降雨による濁水	濁度	一時苦林系に切替え
	藻の増殖	pH値	遮光
大谷木	水源の環境		

(2) 県営水道の留意点

県営水道の水源は利根川、荒川の表流水で、その流域は群馬県まで及んでいます。このため水質状況はダムなどで繁殖する藻類によるカビ臭や、降雨等による濁度の上昇、生活排水などに起因する合成洗剤、トリハロメタン生成のもとになる物質の濃度上昇があり、留意すべき項目は、カビ臭、合成洗剤、トリハロメタンがあります。

(3) 水道水の水質状況

水道水は水質基準を全て満たしており、安全で良質な水を供給しております。

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点（図参照）

①給水栓

配水系統ごとに、町内4箇所を設定し検査を行います。

また、1日1回行う毎日検査は、色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素濃度）について、配水区域ごとに町内5箇所で検査を行います。

②浄水場の原水と給水栓

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、各浄水場の原水及び給水栓を検査します。

(2) 検査項目（表－1から表－9）

水質基準項目は、全項目を検査します。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も法令に準拠して行います。

水質管理目標設定項目については、監視が必要となる項目について検査します。また、耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム等）を監視するため指標菌の検査を水源ごとに年4回、耐塩素性病原微生物の検査を年1回行います。

(3) 検査頻度（表－1から表－9）

浄水場及び水源の状況に応じて、表－1から表－8のと通りの頻度で検査を行います。

また、農薬類については、埼玉県水質検査計画に基づき水源域で利用される可能性のある農薬を選定し表－9のとおり検査を行います。

5 水質検査方法

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法等）により行います。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(2) 水源に異常があったとき。

(3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

(4) 浄水過程に異常があったとき。

(5) 送配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれ

があるとき。

(6) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の自己／委託の区分

給水栓等における水質基準項目の検査は坂戸・鶴ヶ島水道企業団、水質管理目標設定項目及びゴルフ場農薬の検査は、埼玉県衛生研究所に委託します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については毛呂山町のホームページに掲載して公表します。また、水道課でも閲覧できるようにします。

なお、水質検査計画は毎年見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとします。

9 検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

10 水質検査の精度と信頼性保証

結果を評価するにあたり、検査の精度と信頼性を保証するため技術の向上に努めます。

11 関係機関との連携

水道課では、埼玉県企業局からの浄水を受水しているため、これらの関係機関と連絡を密にし、連携して迅速に対策を講じます。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せください。

お客様からのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

12 放射性物質について

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した放射性物質の検査を、環境省が示すゲルマニウム半導体検出器を用いた検査方法で、検査頻度を減じることが確認できたため3ヶ月に1回以上の検査を行います。

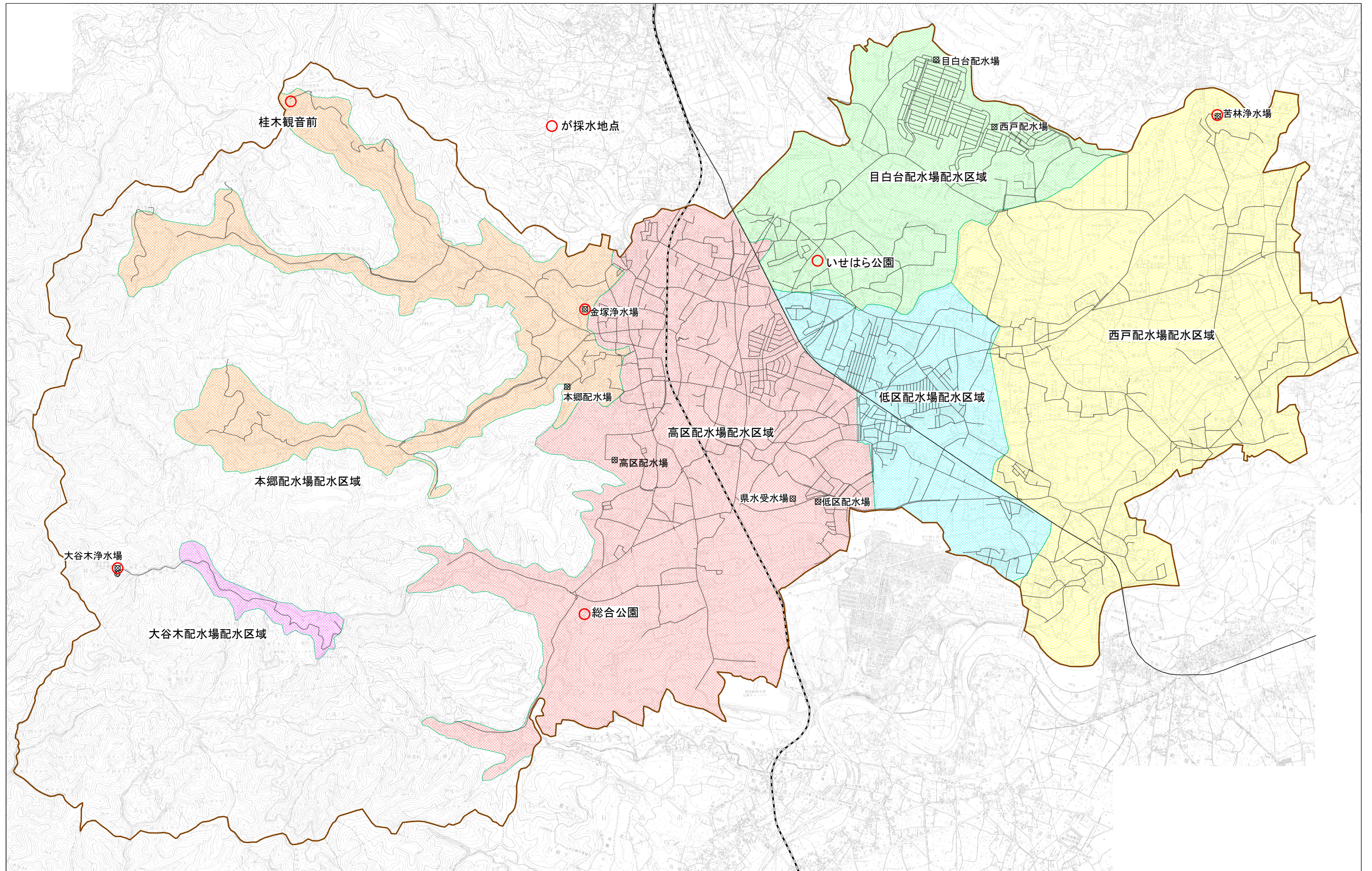
お問い合わせ先及び宛先

毛呂山町水道課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

t e l 049-295-2112 (代)

メールアドレス: suidou@town.moroyama.lg.jp



表－１ 令和8年度 水質検査年間検査回数一覧表

				苦林浄水場		金塚浄水場		大谷木浄水場	鎌北湖第一 駐車場給水栓 (大谷木浄水場浄 水)	総合公園 (高区系)	いせはら公園 (目白台系)	桂木観音前 (本郷系)
No	項 目	単位	基準値	浄水	原水	浄水	原水	原水	浄水	浄水	浄水	浄水
1	一般細菌※	個/ml	100以下	12	1	12	1	1	12	12	12	12
2	大腸菌※	—	不検出	12	1	12	1	1	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l	0.003以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物☆	〃	0.0005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物☆	〃	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物☆	〃	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物☆	〃	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム及びその化合物☆	〃	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素☆	〃	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃	0.01以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃	10以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物☆	〃	0.8以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
13	ホウ素及びその化合物	〃	1.0以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
14	四塩化炭素	〃	0.002以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
15	1,4-ジオキサン	〃	0.05以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス -1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
17	ジクロロメタン	〃	0.02以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
18	テトラクロロエチレン☆	〃	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン☆	〃	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	〃	0.00005以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
21	ベンゼン	〃	0.01以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
22	塩素酸	〃	0.6以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
23	クロロ酢酸	〃	0.02以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
24	クロロホルム☆	〃	0.06以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
25	ジクロロ酢酸	〃	0.03以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
26	ジブロモクロロメタン☆	〃	0.1以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
27	臭素酸	〃	0.01以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
28	総トリハロメタン☆	〃	0.1以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
29	トリクロロ酢酸	〃	0.03以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
30	ブロモジクロロメタン☆	〃	0.03以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
31	ブロモホルム☆	〃	0.09以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
32	ホルムアルデヒド	〃	0.08以下	4	—	4	—	—	4	4	4	4
33	亜鉛及びその化合物	〃	1.0以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
34	アルミニウム及びその化合物	〃	0.2以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
35	鉄及びその化合物	〃	0.3以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
36	銅及びその化合物	〃	1.0以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
37	ナトリウム及びその化合物	〃	200以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
38	マンガン及びその化合物	〃	0.05以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
39	塩化物イオン※	〃	200以下	12	1	12	1	1	12	12	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃	300以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
41	蒸発残留物	〃	500以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
42	陰イオン界面活性剤	〃	0.2以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
43	ジェオスミン	〃	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	6	1	1
44	2-メチルイソボルネオール	〃	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	6	1	1
45	非イオン界面活性剤	〃	0.02以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
46	フェノール類	〃	0.005以下	4	1	4	1	1	4	4	4	4
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃	3以下	12	1	12	1	1	12	12	12	12
48	pH値※自	—	5.8以上 8.6以下	12	1	12	1	1	12	12	12	12
49	味※	—	異常でないこと	12	—	12	—	—	12	12	12	12
50	臭気※	—	異常でないこと	12	1	12	1	1	12	12	12	12
51	色度※	度	5 度以下	12	1	12	1	1	12	12	12	12
52	濁度※自	度	2 度以下	12	1	12	1	1	12	12	12	12

☆：過去のデータから年1回以上行えば良いとされる項目。 ※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年4回以上行えばよい。

（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2種は地下水が水源の場合は検査不要）

表－２ 令和8年度

浄水水質検査月別検査項目

苦林浄水場

基準５２項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	平均値
No.	項目	単位 基準値	9項目	41項目	9項目	9項目	全項目	9項目	9項目	41項目	9項目	9項目	41項目	9項目		
1	一般細菌※	個/ml 100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
2	大腸菌※	— 不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l 0.003以下					○								1	
4	水銀及びその化合物☆	〃 0.0005以下					○								1	
5	セレン及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1	
6	鉛及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1	
7	ヒ素及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1	
8	六価クロム及びその化合物☆	〃 0.02以下					○								1	
9	亜硝酸態窒素☆	〃 0.04以下					○								1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃 0.01以下		○			○			○			○		4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃 10以下		○			○			○			○		4	
12	フッ素及びその化合物☆	〃 0.8以下		○			○			○			○		4	
13	ホウ素及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4	
14	四塩化炭素	〃 0.002以下		○			○			○			○		4	
15	1,4-ジオキサン	〃 0.05以下		○			○			○			○		4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	〃 0.04以下		○			○			○			○		4	
17	ジクロロメタン	〃 0.02以下		○			○			○			○		4	
18	テトラクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1	
19	トリクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	〃 0.00005以下		○			○			○			○		4	
21	ベンゼン	〃 0.01以下		○			○			○			○		4	
22	塩素酸	〃 0.6以下		○			○			○			○		4	
23	クロロ酢酸	〃 0.02以下		○			○			○			○		4	
24	クロロホルム☆	〃 0.06以下		○			—			○			○		4	
25	ジクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4	
26	ジブromクロロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4	
27	臭素酸	〃 0.01以下		○			○			○			○		4	
28	総トリハロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4	
29	トリクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4	
30	ブromジクロロメタン☆	〃 0.03以下		○						○			○		4	
31	ブromホルム☆	〃 0.09以下		○			○			○			○		4	
32	ホルムアルデヒド	〃 0.08以下		○			○			○			○		4	
33	亜鉛及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4	
34	アルミニウム及びその化合物	〃 0.2以下		○			○			○			○		4	
35	鉄及びその化合物	〃 0.3以下		○						○			○		4	
36	銅及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4	
37	ナトリウム及びその化合物	〃 200以下		○			○			○			○		4	
38	マンガン及びその化合物	〃 0.05以下		○			○			○			○		4	
39	塩化物イオン※	〃 200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃 300以下		○			○			○			○		4	
41	蒸発残留物	〃 500以下		○						○			○		4	
42	陰イオン界面活性剤	〃 0.2以下		○			○			○			○		4	
43	ジエオスミン	〃 0.00001以下					○								1	
44	2-メチルイソボルネオール	〃 0.00001以下					○								1	
45	非イオン界面活性剤	〃 0.02以下		○			○			○			○		4	
46	フェノール類	〃 0.005以下		○			○			○			○		4	
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃 3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
48	pH値※	— 5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味※	— 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気※	— 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度※	度 5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度※	度 2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

☆：過去のデータから年１回以上行えば良いとされる項目。 ※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年４回以上行えばよい。

(ジエオスミン、2-メチルイソボルネオールの２種は地下水が水源の場合は検査不要)

表－3 令和8年度

浄水水質検査月別検査項目

金塚浄水場

基準5 2項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	平均値
No.	項目	単位 基準値	9項目	4 1項目	9項目	9項目	全項目	9項目	9項目	4 1項目	9項目	9項目	4 1項目	9項目		
1	一般細菌※	個/ml 100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
2	大腸菌※	— 不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l 0.003以下					○								1	
4	水銀及びその化合物☆	〃 0.0005以下					○								1	
5	セレン及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1	
6	鉛及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1	
7	ヒ素及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1	
8	六価クロム及びその化合物☆	〃 0.02以下					○								1	
9	亜硝酸態窒素☆	〃 0.04以下					○								1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃 0.01以下		○			○			○			○		4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃 10以下		○			○			○			○		4	
12	フッ素及びその化合物☆	〃 0.8以下		○			○			○			○		4	
13	ホウ素及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4	
14	四塩化炭素	〃 0.002以下		○			○			○			○		4	
15	1,4-ジオキサン	〃 0.05以下		○			○			○			○		4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	〃 0.04以下		○			○			○			○		4	
17	ジクロロメタン	〃 0.02以下		○			○			○			○		4	
18	テトラクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1	
19	トリクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	〃 0.00005以下		○			○			○			○		4	
21	ベンゼン	〃 0.01以下		○			○			○			○		4	
22	塩素酸	〃 0.6以下		○			○			○			○		4	
23	クロロ酢酸	〃 0.02以下		○			○			○			○		4	
24	クロロホルム☆	〃 0.06以下		○			—			○			○		4	
25	ジクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4	
26	ジブロモクロロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4	
27	臭素酸	〃 0.01以下		○			○			○			○		4	
28	総トリハロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4	
29	トリクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4	
30	ブロモジクロロメタン☆	〃 0.03以下		○			○			○			○		4	
31	ブロモホルム☆	〃 0.09以下		○			○			○			○		4	
32	ホルムアルデヒド	〃 0.08以下		○			○			○			○		4	
33	亜鉛及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4	
34	アルミニウム及びその化合物	〃 0.2以下		○			○			○			○		4	
35	鉄及びその化合物	〃 0.3以下		○			○			○			○		4	
36	銅及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4	
37	ナトリウム及びその化合物	〃 200以下		○			○			○			○		4	
38	マンガン及びその化合物	〃 0.05以下		○			○			○			○		4	
39	塩化物イオン※	〃 200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃 300以下		○			○			○			○		4	
41	蒸発残留物	〃 500以下		○			○			○			○		4	
42	陰イオン界面活性剤	〃 0.2以下		○			○			○			○		4	
43	ジエオスミン	〃 0.00001以下					○								1	
44	2-メチルイソボルネオール	〃 0.00001以下					○								1	
45	非イオン界面活性剤	〃 0.02以下		○			○			○			○		4	
46	フェノール類	〃 0.005以下		○			○			○			○		4	
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃 3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
48	pH値※	— 5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味※	— 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気※	— 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度※	度 5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度※	度 2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

☆：過去のデータから年1回以上行えば良いとされる項目。

※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年4回以上行えばよい。

表－４ 令和8年度 基準５ 2項目			浄 水 水 質 検 査 月 別 検 査 項 目												大 谷 木 浄 水 場		
No.	項 目	単位	基準値	4月 9項目	5月 4 1項目	6月 9項目	7月 9項目	8月 全項目	9月 9項目	10月 9項目	1 1月 4 1項目	1 2月 9項目	1月 9項目	2月 4 1項目	3月 9項目	回数	平 均 値
1	一般細菌※	個/ml	100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
2	大腸菌※	—	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l	0.003以下					○								1	
4	水銀及びその化合物☆	〃	0.0005以下					○								1	
5	セレン及びその化合物☆	〃	0.01以下					○								1	
6	鉛及びその化合物☆	〃	0.01以下					○								1	
7	ヒ素及びその化合物☆	〃	0.01以下					○								1	
8	六価クロム及びその化合物☆	〃	0.02以下					○								1	
9	亜硝酸態窒素☆	〃	0.04以下					○								1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃	0.01以下		○			○			○			○		4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃	10以下		○			○			○			○		4	
12	フッ素及びその化合物☆	〃	0.8以下		○			○			○			○		4	
13	ホウ素及びその化合物	〃	1.0以下		○			○			○			○		4	
14	四塩化炭素	〃	0.002以下		○			○			○			○		4	
15	1,4-ジオキサン	〃	0.05以下		○			○			○			○		4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04以下		○			○			○			○		4	
17	ジクロロメタン	〃	0.02以下		○			○			○			○		4	
18	テトラクロロエチレン☆	〃	0.01以下					○								1	
19	トリクロロエチレン☆	〃	0.01以下					○								1	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	〃	0.00005以下		○			○			○			○		4	
21	ベンゼン	〃	0.01以下		○			○			○			○		4	
22	塩素酸	〃	0.6以下		○			○			○			○		4	
23	クロロ酢酸	〃	0.02以下		○			○			○			○		4	
24	クロロホルム☆	〃	0.06以下		○			—			○			○		4	
25	ジクロロ酢酸	〃	0.03以下		○			○			○			○		4	
26	ジブロモクロロメタン☆	〃	0.1以下		○			○			○			○		4	
27	臭素酸	〃	0.01以下		○			○			○			○		4	
28	総トリハロメタン☆	〃	0.1以下		○			○			○			○		4	
29	トリクロロ酢酸	〃	0.03以下		○			○			○			○		4	
30	ブロモジクロロメタン☆	〃	0.03以下		○			○			○			○		4	
31	ブロモホルム☆	〃	0.09以下		○			○			○			○		4	
32	ホルムアルデヒド	〃	0.08以下		○			○			○			○		4	
33	亜鉛及びその化合物	〃	1.0以下		○			○			○			○		4	
34	アルミニウム及びその化合物	〃	0.2以下		○			○			○			○		4	
35	鉄及びその化合物	〃	0.3以下		○			○			○			○		4	
36	銅及びその化合物	〃	1.0以下		○			○			○			○		4	
37	ナトリウム及びその化合物	〃	200以下		○			○			○			○		4	
38	マンガン及びその化合物	〃	0.05以下		○			○			○			○		4	
39	塩化物イオン※	〃	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃	300以下		○			○			○			○		4	
41	蒸発残留物	〃	500以下		○			○			○			○		4	
42	陰イオン界面活性剤	〃	0.2以下		○			○			○			○		4	
43	ジェオスミン	〃	0.00001以下					○						○		1	
44	2－メチルイソボルネオール	〃	0.00001以下					○								1	
45	非イオン界面活性剤	〃	0.02以下		○			○			○			○		4	
46	フェノール類	〃	0.005以下		○			○			○			○		4	
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
48	pH値※	—	5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味※	—	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気※	—	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度※	度	5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度※自	度	2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

☆：過去のデータから年１回以上行えば良いとされる項目。 ※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年４回以上行えばよい。
（ジエオスミン、2-メチルイソボルネオールの２種は地下水が水源の場合は検査不要）

表－5 令和8年度 基準5 2項目			浄 水 水 質 検 査 月 別 検 査 項 目												高 区 配 水 場 系 (総合公園給水栓)				
No	項 目	単位	基準値	4月 1 1項目	5月 4 3項目	6月 1 1項目	7月 1 1項目	8月 全項目	9月 1 1項目	10月 9項目	11月 4 1項目	12月 9項目	1月 9項目	2月 4 1項目	3月 9項目	回数	平 均 値		
1	一般細菌※	個/ml	100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
2	大腸菌※	—	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l	0.003以下					○								1			
4	水銀及びその化合物☆	〃	0.0005以下					○								1			
5	セレン及びその化合物☆	〃	0.01以下					○								1			
6	鉛及びその化合物☆	〃	0.01以下					○								1			
7	ヒ素及びその化合物☆	〃	0.01以下					○								1			
8	六価クロム及びその化合物☆	〃	0.02以下					○								1			
9	亜硝酸態窒素☆	〃	0.04以下					○								1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃	0.01以下		○			○			○			○		4			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃	10以下		○			○			○			○		4			
12	フッ素及びその化合物☆	〃	0.8以下		○			○			○			○		4			
13	ホウ素及びその化合物	〃	1.0以下		○			○			○			○		4			
14	四塩化炭素	〃	0.002以下		○			○			○			○		4			
15	1,4-ジオキサン	〃	0.05以下		○			○			○			○		4			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04以下		○			○			○			○		4			
17	ジクロロメタン	〃	0.02以下		○			○			○			○		4			
18	テトラクロロエチレン☆	〃	0.01以下					○								1			
19	トリクロロエチレン☆	〃	0.01以下					○								1			
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	〃	0.00005以下		○			○			○			○		4			
21	ベンゼン	〃	0.01以下		○			○			○			○		4			
22	塩素酸	〃	0.6以下		○			○			○			○		4			
23	クロロ酢酸	〃	0.02以下		○			○			○			○		4			
24	クロロホルム☆	〃	0.06以下		○			—			○			○		4			
25	ジクロロ酢酸	〃	0.03以下		○			○			○			○		4			
26	ジブロモクロロメタン☆	〃	0.1以下		○			○			○			○		4			
27	臭素酸	〃	0.01以下		○			○			○			○		4			
28	総トリハロメタン☆	〃	0.1以下		○			○			○			○		4			
29	トリクロロ酢酸	〃	0.03以下		○			○			○			○		4			
30	ブロモジクロロメタン☆	〃	0.03以下		○			○			○			○		4			
31	ブロモホルム☆	〃	0.09以下		○			○			○			○		4			
32	ホルムアルデヒド	〃	0.08以下		○			○			○			○		4			
33	亜鉛及びその化合物	〃	1.0以下		○			○			○			○		4			
34	アルミニウム及びその化合物	〃	0.2以下		○			○			○			○		4			
35	鉄及びその化合物	〃	0.3以下		○			○			○			○		4			
36	銅及びその化合物	〃	1.0以下		○			○			○			○		4			
37	ナトリウム及びその化合物	〃	200以下		○			○			○			○		4			
38	マンガン及びその化合物	〃	0.05以下		○			○			○			○		4			
39	塩化物イオン※	〃	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃	300以下		○			○			○			○		4			
41	蒸発残留物	〃	500以下		○			○			○			○		4			
42	陰イオン界面活性剤	〃	0.2以下		○			○			○			○		4			
43	ジェオスミン	〃	0.00001以下	○	○	○	○	○	○							6			
44	2－メチルイソボルネオール	〃	0.00001以下	○	○	○	○	○	○							6			
45	非イオン界面活性剤	〃	0.02以下		○			○			○			○		4			
46	フェノール類	〃	0.005以下		○			○			○			○		4			
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
48	pH値※	—	5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
49	味※	—	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
50	臭気※	—	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
51	色度※	度	5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
52	濁度※	度	2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			

☆：過去のデータから年1回以上行えば良いとされる項目。 ※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年4回以上行えばよい。

（ジエオスミン、2－メチルイソボルネオールの2種は地下水が水源の場合は検査不要）

表－6 令和8年度 浄水水質検査月別検査項目			目白台配水場系（いせはら公園給水栓）													回数	平 均 値
基準5 2項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
No.	項 目	単位 基準値	9項目	4 1項目	9項目	9項目	全項目	9項目	9項目	4 1項目	9項目	9項目	4 1項目	9項目			
1	一般細菌※	個/ml 100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
2	大腸菌※	— 不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l 0.003以下					○								1		
4	水銀及びその化合物☆	〃 0.0005以下					○								1		
5	セレン及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1		
6	鉛及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1		
7	ヒ素及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1		
8	六価クロム及びその化合物☆	〃 0.02以下					○								1		
9	亜硝酸態窒素☆	〃 0.04以下					○								1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃 0.01以下		○			○			○			○		4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃 10以下		○			○			○			○		4		
12	フッ素及びその化合物☆	〃 0.8以下		○			○			○			○		4		
13	ホウ素及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4		
14	四塩化炭素	〃 0.002以下		○			○			○			○		4		
15	1,4-ジオキサン	〃 0.05以下		○			○			○			○		4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラ ンス-1,2-ジクロロエチレン	〃 0.04以下		○			○			○			○		4		
17	ジクロロメタン	〃 0.02以下		○			○			○			○		4		
18	テトラクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1		
19	トリクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	〃 0.00005以下		○			○			○			○		4		
21	ベンゼン	〃 0.01以下		○			○			○			○		4		
22	塩素酸	〃 0.6以下		○			○			○			○		4		
23	クロロ酢酸	〃 0.02以下		○			○			○			○		4		
24	クロロホルム☆	〃 0.06以下		○			—			○			○		4		
25	ジクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4		
26	ジブロモクロロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4		
27	臭素酸	〃 0.01以下		○			○			○			○		4		
28	総トリハロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4		
29	トリクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4		
30	ブロモジクロロメタン☆	〃 0.03以下		○			○			○			○		4		
31	ブロモホルム☆	〃 0.09以下		○			○			○			○		4		
32	ホルムアルデヒド	〃 0.08以下		○			○			○			○		4		
33	亜鉛及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4		
34	アルミニウム及びその化合物	〃 0.2以下		○			○			○			○		4		
35	鉄及びその化合物	〃 0.3以下		○			○			○			○		4		
36	銅及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4		
37	ナトリウム及びその化合物	〃 200以下		○			○			○			○		4		
38	マンガン及びその化合物	〃 0.05以下		○			○			○			○		4		
39	塩化物イオン※	〃 200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃 300以下		○			○			○			○		4		
41	蒸発残留物	〃 500以下		○			○			○			○		4		
42	陰イオン界面活性剤	〃 0.2以下		○			○			○			○		4		
43	ジェオスミン	〃 0.00001以下					○						○		1		
44	2-メチルイソボルネオール	〃 0.00001以下					○								1		
45	非イオン界面活性剤	〃 0.02以下		○			○			○			○		4		
46	フェノール類	〃 0.005以下		○			○			○			○		4		
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃 3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
48	pH値※	— 5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
49	味※	— 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
50	臭気※	— 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
51	色度※	度 5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
52	濁度※	度 2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		

☆：過去のデータから年1回以上行えば良いとされる項目。 ※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年4回以上行えばよい。
（ジエオスミン、2-メチルイソボルネオールの2種は地下水が水源の場合は検査不要）

表－7 令和8年度			浄水水質検査月別検査項目										本郷配水場系（桂木観音前給水栓）				
基準5 2項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	平均値	
No.	項目	単位 基準値	9項目	4 1項目	9項目	9項目	全項目	9項目	9項目	4 1項目	9項目	9項目	4 1項目	9項目			
1	一般細菌※	個/ml 100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
2	大腸菌※	－ 不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物☆	mg/l 0.003以下					○								1		
4	水銀及びその化合物☆	〃 0.0005以下					○								1		
5	セレン及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1		
6	鉛及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1		
7	ヒ素及びその化合物☆	〃 0.01以下					○								1		
8	六価クロム及びその化合物☆	〃 0.02以下					○								1		
9	亜硝酸態窒素☆	〃 0.04以下					○								1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン☆	〃 0.01以下		○			○			○			○		4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素☆	〃 10以下		○			○			○			○		4		
12	フッ素及びその化合物☆	〃 0.8以下		○			○			○			○		4		
13	ホウ素及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4		
14	四塩化炭素	〃 0.002以下		○			○			○			○		4		
15	1,4-ジオキサン	〃 0.05以下		○			○			○			○		4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	〃 0.04以下		○			○			○			○		4		
17	ジクロロメタン	〃 0.02以下		○			○			○			○		4		
18	テトラクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1		
19	トリクロロエチレン☆	〃 0.01以下					○								1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	〃 0.00005以下		○			○			○			○		4		
21	ベンゼン	〃 0.01以下		○			○			○			○		4		
22	塩素酸	〃 0.6以下		○			○			○			○		4		
23	クロロ酢酸	〃 0.02以下		○			○			○			○		4		
24	クロロホルム☆	〃 0.06以下		○			—			○			○		4		
25	ジクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4		
26	ジブロモクロロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4		
27	臭素酸	〃 0.01以下		○			○			○			○		4		
28	総トリハロメタン☆	〃 0.1以下		○			○			○			○		4		
29	トリクロロ酢酸	〃 0.03以下		○			○			○			○		4		
30	ブロモジクロロメタン☆	〃 0.03以下		○			○			○			○		4		
31	ブロモホルム☆	〃 0.09以下		○			○			○			○		4		
32	ホルムアルデヒド	〃 0.08以下		○			○			○			○		4		
33	亜鉛及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4		
34	アルミニウム及びその化合物	〃 0.2以下		○			○			○			○		4		
35	鉄及びその化合物	〃 0.3以下		○			○			○			○		4		
36	銅及びその化合物	〃 1.0以下		○			○			○			○		4		
37	ナトリウム及びその化合物	〃 200以下		○			○			○			○		4		
38	マンガン及びその化合物	〃 0.05以下		○			○			○			○		4		
39	塩化物イオン※	〃 200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃 300以下		○			○			○			○		4		
41	蒸発残留物	〃 500以下		○			○			○			○		4		
42	陰イオン界面活性剤	〃 0.2以下		○			○			○			○		4		
43	ジェオスミン	〃 0.00001以下					○						○		1		
44	2-メチルイソボルネオール	〃 0.00001以下					○						○		1		
45	非イオン界面活性剤	〃 0.02以下		○			○			○			○		4		
46	フェノール類	〃 0.005以下		○			○			○			○		4		
47	有機物等（全有機炭素の量）※	〃 3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
48	pH値※	－ 5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
49	味※	－ 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
50	臭気※	－ 異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
51	色度※	度 5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
52	濁度※	度 2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		

☆：過去のデータから年1回以上行えば良いとされる項目。 ※：省略不可項目（毎月実施）ただし自動監視装置等により常時監視されている場合は年4回以上行えばよい。

表－8 令和8年度 埼玉県水道水質管理計画に基づく水質検査測定項目

水質管理目標設定項目				金塚浄水場(原水)				備 考
No	項 目	単位	目標値	5月	7月	11月	1月	
1	アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02以下	○	○	○	○	無機物／重金属
2	ウラン及びその化合物	〃	0.002以下（暫定）	○	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	〃	0.02以下	○	○	○	○	
4	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004以下	○	○	○	○	一般有機物
5	トルエン	〃	0.4以下	○	○	○	○	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	〃	0.08以下	○	○	○	○	
7	ジクロロアセトニトリル ※1	〃	0.01以下（暫定）	○	○	○	○	消毒副生成物
8	抱水クロラール ※1	〃	0.02以下（暫定）	○	○	○	○	
9	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0.3以下	○	○	○	○	臭気
10	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	〃	0.02以下	○	○	○	○	一般有機物
11	1,1-ジクロロエチレン◇	〃	0.1以下	○	○	○	○	一般有機化学物質

※1 消毒副生物であるため、浄水について検査を実施します。

表－９ 令和8年度 埼玉県水道水質管理計画に基づく水質検査測定項目（農薬類）

農薬類			目標値 (mg/l)	金塚浄水場着水井(入口)		回数
No	項 目	用途		5 月	8 月	
1	1, 3－ジクロロプロペン (D－D)	殺虫剤	0.05	○	○	2
2	2, 4－D (2, 4－P A)	除草剤	0.02	○	○	2
3	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	○	○	2
4	カルボフラン	代謝物	0.0003	○	○	2
5	クロロタロニル (T P N)	殺虫剤 殺菌剤	0.05	○	○	2
6	ジウロン (D C M U)	除草剤	0.02	○	○	2
7	ジクロベニル (D B M)	殺虫剤	0.03	○	○	2
8	シマジン (C A T)	除草剤	0.003	○	○	2
9	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	○	○	2
10	チウラム	殺菌剤	0.02	○	○	2
11	トリクロピル	除草剤	0.006	○	○	2
12	トリクロルホン (D E P)	殺虫剤	0.005	○	○	2
13	フィプロニル	殺虫剤	0.0005	○	○	2
14	フェニトロチオン (M E P)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	○	○	2
15	フェントエート (P A P)	殺虫剤	0.007	○	○	2
16	プロベナゾール	殺菌剤	0.03	○	○	2
17	メチダチオン (D M T P)	殺虫剤	0.004	○	○	2
18	モリネート	除草剤	0.005	○	○	2

上記検査項目は埼玉県水道水質管理計画に基づき行います。